

有田町新型インフルエンザ等対策行動計画



令和 8 年 9 月

有田町

目次

第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と政府行動計画	4
第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等	4
第1節 感染症危機を取り巻く状況.....	4
第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	5
第2章 有田町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定及び改定	7
第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	9
第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等	9
第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	9
第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	10
第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ	13
第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項	16
第5節 対策推進のための役割分担.....	20
第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目	23
第1節 町行動計画における対策項目	23
第2節 町行動計画の実効性確保	24
第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組	26
第1章 実施体制	26
第1節 準備期	26
第2章 情報提供・共有・リスクコミュニケーション	32
第3章 まん延防止	38
第1節 準備期	38
第2節 初動期	39
第3節 対応期	40
第4章 ワクチン	44
第1節 準備期	44
第2節 初動期	48

第3節 対応期	49
第5章 保健.....	51
第1節 準備期	51
第2節 初動期	53
第3節 対応期	54
第6章 物資.....	55
第1節 準備期	55
第2節 初動期	56
第3節 対応期	57
第7章 町民生活及び町民経済の安定の確保	58
第1節 準備期	58
第2節 初動期	60
第3節 対応期	61
用語集.....	65

第 1 部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と政府行動計画

第 1 章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等

第 1 節 感染症危機を取り巻く状況

近年、地球規模での開発の進展により、開発途上国等における都市化や人口密度の増加、未知のウイルス等の宿主となっている動物との接触機会の拡大が進んでおり、未知の感染症との接点が増大している。さらに、グローバル化により各国との往来が飛躍的に拡大しており、こうした未知の感染症が発生した場合には、時を置かずして世界中に拡散するおそれも大きくなっている。

これまでも重症急性呼吸器症候群(SARS)やジカウイルス感染症等の感染拡大が発生し、さらには令和 2 年度以降、新型コロナウイルスが世界的な大流行(パンデミック)を引き起こす等、新興感染症等は国際的な脅威となっている。引き続き世界が新興感染症等の発生のおそれに直面していることや、感染症危機が広まりやすい状況に置かれていることを改めて認識する必要がある。

しかし、こうした新興感染症等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、発生そのものを阻止することは不可能である。このため、平時から感染症危機に備え、より万全な体制を整えることが重要である。

また、パンデミックを引き起こす病原体として人獣共通感染症であるものも想定される。パンデミックを予防するためにも、「ワンヘルス」の考えにより、ヒトの病気等に着目するだけでなく、ヒト、動物及び環境の分野横断的な取組が求められる。ワンヘルスアプローチ¹の推進により、人獣共通感染症に対応することも重要な観点である。

このほか、既知の感染症であっても、特定の種類の抗微生物薬が効きにくくなる又は効かなくなる薬剤耐性(AMR)を獲得することにより、将来的な感染拡大によるリスクが増大するものである。こうしたAMR対策の推進等、日頃からの着実な取組により、将来的な感染拡大によるリスクを軽減していく観点も重要である。

¹ 人間及び動物の健康並びに環境に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携してその解決に向けて取組こと。

第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、パンデミックとなり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックになることが懸念される。

さらに、未知の感染症である新感染症についても、その感染性²の高さから社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらの感染症が発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「特措法」という。)は、病原性³が高い新型インフルエンザ等感染症、同様に危険性のある指定感染症及び新感染症が発生した場合に国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定(地方)公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置、まん延防止等重点措置、緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)等と相まって、国全体として万全の体制を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

特措法の対象となる新型インフルエンザ等⁴は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、全国かつ急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤になるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるものであり、具体的には、

①新型インフルエンザ等感染症⁵

- ・新型インフルエンザ
- ・再興型インフルエンザ
- ・新型コロナウイルス感染症
- ・再興型新型コロナウイルス感染症

² 「感染性」とは、学術的には「病原体が対象に感染する能力とその程度」のことを指す用語であるが、政府行動計画等においては、分かりやすさの観点から、「病原体が対象に感染する能力とその程度及び感染者から次の対象へ感染が伝播する能力とその程度」のことを指す言葉として用いている。なお、学術的には、「感染者から次の対象へ感染が伝播する能力とその程度」を指す用語として「伝播性」が使用される。

³ 「病原性」は、学術的には「病原体が病気を引き起こす性質」のことを指す用語であるが、政府行動計画等においては、分かりやすさの観点から、「病原体が病気を引き起こす性質及び病原体による病気の重篤度」を指す言葉として用いている。なお、学術的に「病気を引き起こす性質」と「病気の重篤度」を区別する必要がある場合は、「病気の重篤度」を指す用語として「毒力」が使用される。

⁴ 特措法第2条第1号

⁵ 感染症法第6条第7項

②指定感染症⁶

- ・既知の感染症で、一類から三類感染症及び新型インフルエンザ等感染症と同等の措置を講じなければ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの。
- ・病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの。

③新感染症⁷

- ・人から人に伝染する未知の感染症であって、重篤かつ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの。
- ・全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの。

⁶ 感染症法第6条第8項

⁷ 感染症法第6条第9項

第2章 有田町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定及び改定

1 有田町新型インフルエンザ等行動計画の目的

平成21年の新型インフルエンザ(A/H1N1)対応の経験を経て、平成24年4月に特措法が制定され、平成25年には政府行動計画が策定された⁸。その後、令和6年7月、新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ⁹、次の感染症危機で、より万全な対応を行うことを目指し、対策の充実を図るため、約10年ぶりに政府行動計画が抜本的に改定された¹⁰。

令和元年12月末、中華人民共和国湖北省武漢市で原因不明の肺炎が集団発生し、令和2年1月15日に我が国で初めて感染者が確認され、佐賀県においても令和2年3月13日に1例目の感染者が確認された。

以降、複数の感染の波をもたらし、ウイルスの変異とともに、感染の波の規模は拡大していった。3年超にわたって特措法に基づき新型コロナウイルス感染症対応が行われたが、この経験を通じて強く認識されたことは、感染症危機が、社会のあらゆる場面に影響し、国民の生命及び健康への大きな脅威であるだけでなく、経済や社会生活をはじめとする国民生活の安定にも大きな脅威となるものであったことである。感染症によって引き起こされるパンデミックに対し、国家の危機管理として社会全体で対応する必要があることが改めて明らかになった。

政府行動計画は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や国が実施する措置等を示すとともに、都道府県や市町村が都道府県行動計画又は市町村行動計画を、そして、指定公共機関が業務計画を作成する際の基準となるべき事項を定めている。特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性も想定しつつ、感染症有事に際して迅速に対処を行うため、あらかじめ有事の際の対応策を整理し、平時の備えの充実を図るものである。有事に際しては、政府行動計画の様々な対策の選択肢を参考に、基本的対処方針(特措法

⁸ 特措法が制定される以前からも、国では新型インフルエンザに係る対策に取り組んでいた。平成17年には、「世界保健機関(WHO)世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」を作成して以来、数次の部分的な改定が行われた。平成21年の新型インフルエンザ(A/H1N1)対応の経験を経て、病原性の高い新型インフルエンザが発生し、まん延する場合に備えるため、平成23年に新型インフルエンザ対策行動計画を改正された。あわせて、新型インフルエンザ(A/H1N1)対応の教訓等を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるための法制の検討を重ね、平成24年4月に特措法が制定された。平成25年には、特措法第6条の規定に基づき「新型インフルエンザ等対策有識者会議中間とりまとめ」(平成25年2月7日)を踏まえ政府行動計画を公表された。

⁹ 国は、令和4年6月15日「新型コロナウイルス対応について(保健・医療の提供体制や新型インフルエンザ等対策特別措置法の運用等を中心とした政府のこれまでの取組～2019年12月末から2022年5月まで～」を公表している。

¹⁰ 政府行動計画の改定に当たり、令和5年9月から新型インフルエンザ等対策推進会議において新型コロナウイルス感染症対応を振り返り、課題を整理されたところ、(1)平時の備えの不足(2)変化する状況への柔軟かつ機動的な対応(3)情報発信が主な課題として挙げられた。こうした、新型コロナウイルス感染症対応の経験やその課題を踏まえ、次なる感染症危機対応を行うに当たっては、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた、感染症危機に強くてもしなやかに対応できる社会を目指すことが必要であるとし、こうした社会を目指すため、①感染症危機に対応できる平時からの体制づくり②国民生活及び社会経済活動への影響の軽減③基本的人権の尊重の3つの目標を実現できるよう、政府行動計画が全面改訂された。

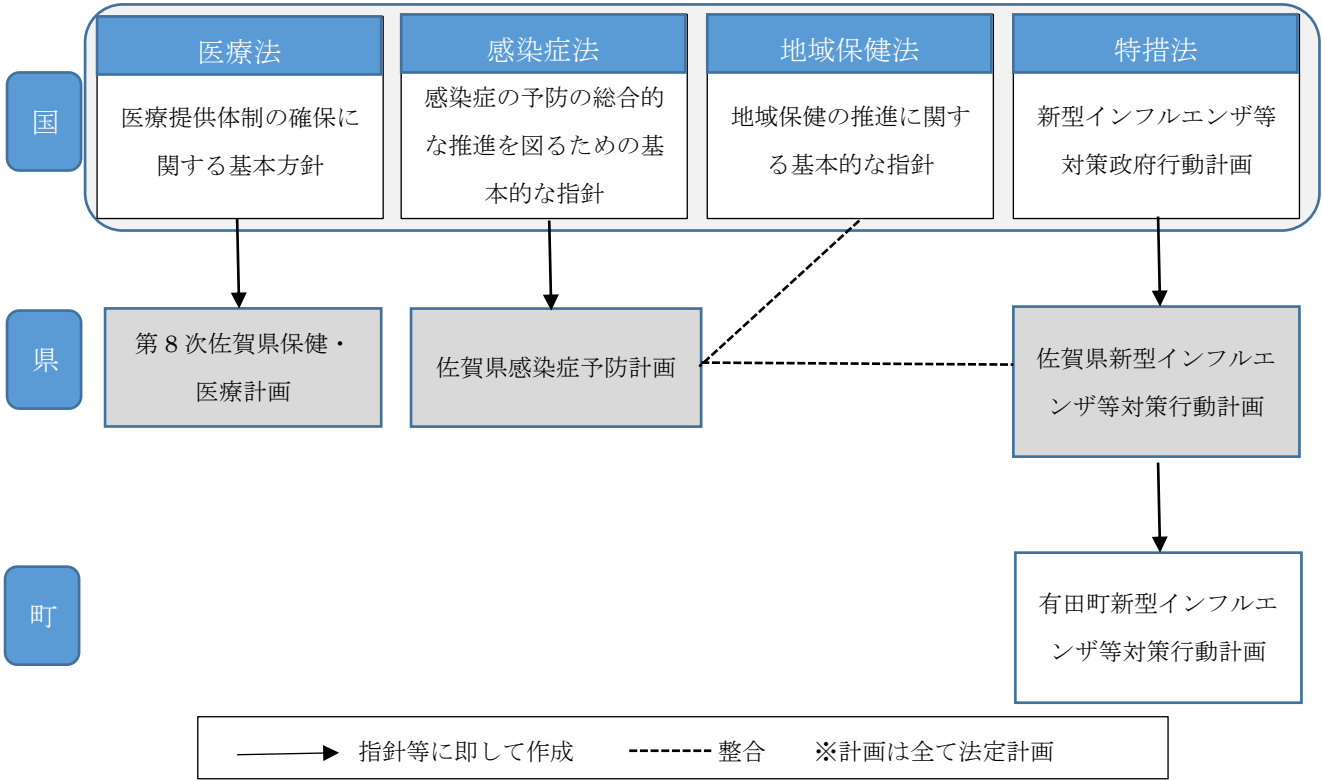
第 18 条第 1 項に規定する基本的対処方針という。以下同じ。)を作成し、対応を行っていくことになる。

今般の政府行動計画の改定により対象とする疾患についても、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等だけでなくその他の幅広い呼吸器感染症も念頭に置くこととしたうえで、記載を 3 期(準備期、初動期及び対応期)に分け、特に準備期の取組を充実された。また、対策項目をこれまでの 6 項目から 13 項目に拡充された。感染が長期化する可能性も踏まえ、複数の感染拡大の波への対応や、ワクチンや治療薬の普及等に応じた対策の機動的な切り替えについても明確化された。更に実効性を確保するため、国や都道府県を始めとした多様な主体の参画による実践的な訓練を実施することが示された。

これを踏まえ、県においては佐賀県新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「県行動計画」という。)の改定がなされ、有田町においても町民の健康と生活への影響を最低限とすることを目的に、平成 24 年に策定した有田町新型インフルエンザ等行動計画(以下「町行動計画」という。)を改定し、新型インフルエンザ等対策の基本方針及び発生段階ごとの対策を定める。

なお、今後、政府行動計画及び県行動計画が変更された場合や新たな知見が出た場合、その他諸情勢に変化が生じた場合などには、適宜町行動計画の変更を検討する。

＜ 図表1 保健・医療分野(感染症関連)における各種計画の体系図＞



第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等

第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国への侵入を避けられないと考えられる。病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、町民の生命及び健康や町民生活及び町民経済にも大きな影響を与えかねない。新型インフルエンザ等については、長期的には、町民の多くが罹患するおそれがあるものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合は、医療提供キャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を危機管理に関わる重要な課題として、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある¹¹。

(1) 感染の拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する。

- ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、国や県が医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。
- ・流行のピーク時の患者数をなるべく少なくして医療提供体制への負荷の軽減を図ることで、患者数が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。

(2) 町民生活及び町民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切り替えを円滑に行うことにより、町民生活及び社会経済活動への影響を軽減する。
- ・町民生活及び町民経済の安定を確保する。
- ・町内での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
- ・事業継続計画の作成や実施等により、医療の提供の業務又は町民生活及び町民の経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

¹¹ 特措法第1条

第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭におかなければならない。過去の新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症のパンデミックの経験等を踏まえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを負うことになりかねない。政府行動計画は、特定の感染症や過去の事例のみを前提にするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示したものである。

政府行動計画では、科学的知見及び各国の対策も踏まえ、我が国の地理的な条件、大都市への人口集中、少子高齢化、交通機関の発達度等の社会状況、医療提供体制、受診行動の特徴等の国民性も考慮しつつ、各対策を総合的かつ効果的に組み合わせてバランスの取れた戦略を目指すこととしている。また、県行動計画においても同様に、新型インフルエンザ等の発生前の状況から流行状況が終息するまでの状況に応じて、一連の流れを持ち計画しているので、町行動計画も図表2のとおり上位計画に従いながら戦略を確立する。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性¹²等）、流行の状況、地域の実情その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが町民生活及び町民経済に与える影響等を総合的に勘案し、町行動計画の中から、実施すべき対策を選択し決定する。

町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制等の医療対応以外の感染対策と、ワクチンや治療薬等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行うことが必要である。また、新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制のひっ迫や社会的混乱を回避するためには、国、県、町及び指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や町民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からのこまめな手洗いや換気、マスク着用等の咳エチケット等の季節性インフルエンザ等の呼吸器感染症に対する対策が基本となる。特にワクチンや治療薬がない可能性が高い新興感染症等が発生した場合は、公衆衛生対策がより重要である。

¹² 薬剤感受性とは、感染症の治療に有効な抗微生物薬に対する感受性（有効性又は抵抗性）をいう。

< 図表2 時期に応じた戦略（対応期は基本的対処方針に基づいて対応）>

時期		戦略
準備期	発生前の段階	町民に対する普及啓発や町の業務継続計画の確認、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えて事前準備を周到に行う。
初動期	国内で発生した場合を含めて世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階	直ちに初動対応の体制に切り替える。 新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が海外で発生した場合は、病原体の国内への侵入を完全に防ぐことは困難であることを前提として、対策を策定することが必要である。
対応期	国内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期	県等が実施する患者の入院措置、感染リスクのある者の外出自粛要請、病原性に応じて、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等を踏まえ、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。 なお、国内外の発生当初等の病原性や感染性等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、病原性や感染性等が高い場合のリスクを想定し、封じ込めを念頭に強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集・分析し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、感染拡大のスピードを抑制し、可能な限り感染者数等を減少させるための対策等、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小や中止を図る等の見直しを行うこととする。
	病原体の性状等に応じて対応する時期	国、県、市町、事業所等は相互に連携して、医療提供体制の確保や国民生活及び国民経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会の緊張が高まり、変化する状況に対策が必ずしも適合しなくなることを含め様々な事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ想定したとおりに行かないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。国や県と連携し、柔軟に対策を講ずることができるようにし、医療機関を含めた現場が動きやすくなるような配慮や工夫を行う。

	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化等に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。
	流行状況が収束 ¹³ し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期	新型インフルエンザ等発生前における通常の医療提供体制への段階的な移行や感染対策の見直し等を行う。

¹³ 患者が国内で発生しているが、特措法に基づく対策を必要としない流行状況にあること。

第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ

(1) 有事のシナリオの考え方

過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く対応できるシナリオとするため、以下の①から④までの考え方を踏まえて、有事のシナリオを想定する。

- ①特定の感染症や過去の事例を前提とするのみでなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、病原体の性状に応じた対策等についても考慮する。
- ②病原体について限られた知見しか明らかになっていない発生初期には、感染拡大防止を徹底し、流行状況の早期の収束を目標とする。
- ③科学的知見の集積による病原体の性状の把握、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本とする。
- ④病原体の変異による病原性や感染性の変化及びこれらに伴う感染拡大の繰り返しや対策の長期化の場合も織り込んだ想定とする。

また、有事のシナリオの想定に当たっては、病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)のリスク評価の大括りの分類を設け、それぞれのケースにおける対応の典型的な考え方を示す¹⁴。その上で、柔軟な対応が可能となるよう、対策の切り替えについては第3部の「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」の部分で具体的な対策内容の記載を行う。

新型インフルエンザ等対策の各対策項目については、予防や準備等の事前準備の部分(準備期)と、発生後の対応のための部分(初動期及び対応期)に大きく分けた構成とする。

(2) 感染症危機における有事のシナリオ(時期ごとの対応の大きな流れ)

具体的には、前述の(1)の有事のシナリオの考え方も踏まえ、感染症の特徴、感染症危機の長期化、状況の変化等に応じて幅広く対応するため、初動期及び対応期を、対策の柔軟かつ機動的な切替えに資するよう区分し、有事のシナリオを想定する。時期ごとの対応の特徴も踏まえ、感染危機対応を行う。

図表3に示す初動期から対応期までの時期ごとの感染症危機対応の大まかな流れに基づき、第3部の「新型インフルエンザ等の各対策項目の考え方及び取組」の部分において、それぞれの時期に必要な対策の選択肢を定める。

¹⁴ リスク評価の大括りの分類とそれぞれのケースにおける対応について、例として、まん延防止であれば、第3部第3章第3節の記載を参照。

特に対応期の「病原体の性状等に応じて対応する時期」においては、病原性や感染性等の観点からリスク評価の大括りの分類を行った上で、それぞれの分類に応じた各対策項目の具体的な内容を定める。また、病原性や感染性等の観点からリスクの評価の大括りの分類に応じた対策を定めるに当たっては、複数の感染の波への対応や対策の長期化、病原性や感染性の変化の可能性を考慮する。

また、対応期の「ワクチンや治療薬により対応力が高まる時期」については、ワクチンや治療薬の有無や開発の状況等によっては、こうした時期が到来せずに、対応期の「特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期」を迎えることも想定される。

さらに、感染や重症化しやすいグループが特にこども¹⁵や若者、高齢者の場合に必要な措置等については、社会や医療提供体制等に与える影響が異なることから、準備や介入の在り方も変化することに留意しつつ対策を定める。

¹⁵ 本行動計画では、「こどもの政策の新たな推進体制に関する基本指針～こどもどまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設～」(令和3年12月21日閣議決定)に倣い、法令上の用語等を除き、「こども」という表記を使用する。

＜図表3 初動期及び対応期の有事のシナリオ＞

時期		有事のシナリオ
初動期		感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、新型インフルエンザ等対策本部（以下政府対策本部）という。）が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。
対応期	封じ込めを念頭に 対応する時期	政府対策本部の設置後、国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、諸外国における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する（この段階で新型インフルエンザであることが判明した場合は、抗インフルエンザウイルス薬やプレパンデミックワクチン等の対応を開始し、検査・診療により感染拡大防止を図ることができる可能性があることに留意）。
	病原体の性状等 に応じて対応する 時期	感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制すべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討する。
	ワクチンや治療薬 等により対応力が 高まる時期	ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える（ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する）。
	特措法によらない 基本的な感染症 対策に移行する 時期	最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病源性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより特措法によらない基本的な感染症対策（出口）に移行する。

第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

町は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、それぞれの行動計画又は業務継続計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の迅速かつ的確な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

(1) 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制づくりが重要である。このため、以下の(ア)から(オ)までの取組により、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となるDXの推進等を行う。

(ア) 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

(イ) 迅速な初動の体制整備

初動対応については、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が県内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、初発の感染事例の発生後、速やかに初動対応に動き出せるように体制整備を進める。

(ウ) 関係者や町民等への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や町民等に知ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

(エ) 医療提供体制、ワクチン、リスクコミュニケーション等の備え

平時から地区医師会と連携し、有事の際に速やかな対応が可能となるよう、医療提供体制、ワクチン接種、リスクコミュニケーション等について取組を進める。

(オ) DXの推進や人材育成等

DXは、迅速な新型インフルエンザ等の発生状況等の把握や関係者間でのリアルタイムな情報共有を可能とし、業務分担の軽減や関係者の連携強化等を期待できることから、新型インフルエンザ等の感染症危機管理の対応能力を向上させていくことを目指し、国の動向を踏まえ、医療DXを推進する。また、感染症危機管理の対応能力を向上させるため、人材育成を継続的に行う。

（２）感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切換え

対策に当たっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により町民生活及び町民経済への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。そのため、以下の（ア）から（オ）までの取組により、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切換えを円滑に行い、町民の生命及び健康の保護と町民生活及び町民経済に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

（ア）可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

対策の切換えに当たっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めた国や県のリスク評価に従う。また、平時から可能な限り科学的根拠に基づき対応するため、データ収集の仕組みを構築する。

（イ）医療提供体制と町民生活及び町民経済への影響を踏まえた感染拡大防止措置

医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することが重要である。リスク評価に基づき、このレベルを超える可能性がある場合には、適時適切に感染拡大防止措置等を講ずる。その際、影響を受ける町民等や事業者を含め、町民生活や町民経済等へ与える影響を十分に留意する。

（ウ）状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備の状況、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。あわせて、県の方針に従い、対策の切替えに対応する。

（エ）対策項目ごとの時期区分

柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替え時期については、リスク評価等に応じて、個別の対策項目ごとに具体的な対策内容を記載し、県の方針に従い、必要に応じて個々の対策の切替えを行う。

（オ）町民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策に当たっては、町民等の理解や協力が最も重要である。そのため、平時から感染症や感染症対策の基本的な知識を、学校教育の現場を始め様々な場面を活用して普及し、こどもを含め様々な年代の町民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要である。こうした取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有により、適切な判断や行動を促せるようにする。特にまん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策を県が講ずる場合には、対策の影響を受ける町民等や事業者の

状況を踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明する。

（３）基本的人権の尊重

町は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による行動制限等の実施より、町民の自由と権利に制限がなされる場合は、その制限は当該新型インフルエンザ対策を実施するための必要最小限のものとする¹⁶。

また、感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。また、新型インフルエンザ等の対応する医療従事者等の士気の維持の観点からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けがちな社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機に当たっても町民の安心を確保し、新型インフルエンザ等により社会の分断が生じないように取り組む。

（４）危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症や新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチンや治療薬等の対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合にもこれらの措置を講ずるものでないことに留意する。

（５）関係機関相互の連携協力の確保

政府対策本部、県対策本部¹⁷及び町対策本部¹⁸は、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

町は、特に必要があると認めるときは、県に対し、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する¹⁹。

（６）高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等における対応

感染症危機における高齢者施設や障がい者等の社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等について、平時から検討し、有事に備えた準備を行う。

¹⁶ 特措法第5条

¹⁷ 特措法第22条

¹⁸ 特措法第34条

¹⁹ 特措法第36条第2項

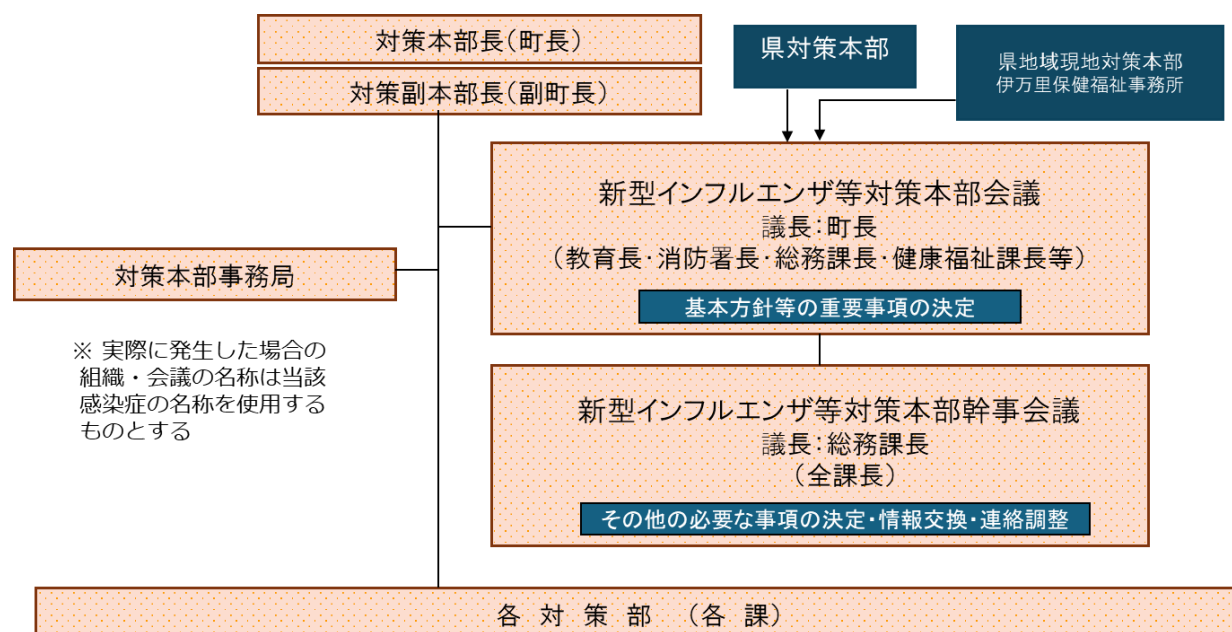
（７）感染症危機下の災害対応

感染症危機下の災害対応についても想定し、町を中心に避難施設の確保等を進めることや、県及び町において、自宅療養者等への避難のための情報共有等の連携体制を整えること等を進める。感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、県及び町は、国も含めてお互いに連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う²⁰。

（８）記録の作成や保存

町は、新型インフルエンザ等が発生し、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに町対策本部を設置し、町対策本部での新型インフルエンザ対策の実施に係る記録を作成し、保存する。

＜図表４ 新型インフルエンザ等対策本部体制＞



²⁰ 庁内の人員体制については、災害対応と感染症危機への対応を両立できるよう、事態のリスク等に応じて人員を柔軟に配置する。

第5節 対策推進のための役割分担

(1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を迅速かつ的確に実施し、地方公共団体及び指定(地方)公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を迅速かつ的確に支援することにより、国全体として万全の体制を整備する責務を有する²¹。また、国は、WHO等の国際機関や諸外国の国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努める²²とともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める²³。国はこうした取組等を通じ新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

国は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

また、国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議²⁴及び閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議²⁵の組み合わせを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、国は、新型インフルエンザ等対策推進会議等の意見を聴きつつ対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

(2) 地方公共団体の役割

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を迅速かつ的確に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。²⁶

²¹ 特措法第3条第1項

²² 特措法第3条第2項

²³ 特措法第3条第3項

²⁴ 「新型インフルエンザ等対策閣僚会議の開催について」(平成23年9月20日閣僚口頭了解)に基づき開催。

²⁵ 「新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の設置について」(平成16年3月2日関係省庁申合せ)に基づき開催。

²⁶ 特措法第3条第4項

【県の役割】

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体として中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関し、的確な判断と対応が求められる。

このため、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関又は医療機関と平時に検査等措置協定を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養費等の対応能力について、計画的に準備を行う。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

こうした取組においては、県は、学識経験者、感染症指定医療機関²⁷等で構成される県連携協議会²⁸等を通じ、県予防計画や県医療計画等について協議を行うことが重要である。また、県予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCAサイクルに基づき改善を図る。

【町の役割】

町は、住民に最も近い行政単位であり、町民に対するワクチンの接種や、町民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、基本対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣市町と緊密な連携を図る。

（３）医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具をはじめとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び県連携協議会等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

²⁷ 感染症法第6条第12項に規定する感染症指定医療機関のうち、本計画上では「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものとする。

²⁸ 感染症法第10条の2

(4) 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき²⁹、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

(5) 登録事業者

特措法第 28 条規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める³⁰。

(6) 一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等発生に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染予防の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる³¹ため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

(7) 町民

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、平時から健康管理に加え、基本的な感染対策（こまめな手洗い、換気、マスク等の咳エチケット、人込みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める

³²。

²⁹ 特措法第3条第5項

³⁰ 特措法第4条第3項

³¹ 特措法第4条第1項及び第2項

³² 特措法第4条第1項

第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目

第1節 町行動計画における対策項目

町行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染の拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する」こと及び「町民生活及び町民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため、政府行動計画や県行動計画を踏まえ、以下の7項目を町行動計画の主な対策項目とする。

- ①実施体制
- ②情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ③まん延防止
- ④ワクチン
- ⑤保健
- ⑥物資
- ⑦町民生活及び町民経済の安定の確保

新型インフルエンザ等対策の目的の実現に向けて、それぞれの項目が関連しあっていることから、一連の対策として実施される必要がある。そのため、それぞれの対策項目の基本的理念と目標を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら対策を行うことが重要である。

第2節 町行動計画の実効性確保

(1) EBPM（エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング）の考えに基づく政策の推進

町行動計画も実行性を確保して、新型インフルエンザ等の対応をより万全なものとするためには、新型インフルエンザ等対策の各取組について、できる限り具体的かつ計画的なものとすることが重要である。

感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えに当たっての対応時はもとより、平時から有事までを通じて、政策効果の測定に重要な関連を持つ情報や統計等のデータを活用するEBPM(政策目的を明確化したうえで、合理的根拠に基づく政策立案)の考え方に基づいて政策を実施する。その前提として適切なデータの収集とその分析ができる体制が重要である。

(2) 新型インフルエンザ等への備えの機運の維持

町行動計画は新型インフルエンザ等への平時の備えをより万全なものにするための手段であり、町行動計画が改定された後も、継続して備えの体制を維持及び向上させていくことが不可欠である。

新型インフルエンザ等は、いつ起こるか予測できず、いつ起きてもおかしくないものである。このため、自然災害等への備えと同時に、日頃からの備えと意識を高める取組を継続的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等への備えの充実につながるよう、訓練や研修、啓発活動等の取組を通じて、平時から新型インフルエンザ等への備えを充実させる機運の維持を図る。

(3) 多様な主体の参画による実践的な訓練の実施

訓練の実施により、平時の備えについて不断の点検や改善につなげていくことが極めて重要である。町は、訓練への参加や実施、それに基づく点検や改善が関係機関で継続的に取り組まれるよう、働きかけを行う。

(4) 町行動計画の見直し

国は、定期的なフォローアップを通じた取組の改善等に加え、国内外の新興感染症等の発生の状況やそれらへの対応状況、予防計画や医療計画をはじめとする新型インフルエンザ等への対応に関連する諸制度の見直し状況等も踏まえ、おおむね6年ごとに政府行動計画の改定について、必要な検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるとしている。

町は、政府行動計画や県行動計画の改定を踏まえて、新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするために、必要に応じ、行動計画の見直しを行う。

なお、上記の期間にかかわらず、新型インフルエンザ等が発生し、感染症危機管理の実際の対応が行われ、その対応の経験を基に政府行動計画等が見直された場合は、町は必要に

応じ、行動計画について所要の見直しを行う。

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

第1節 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、関係機関が連携して取組を推進することが重要である。そのため、あらかじめ、関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員調整、縮小可能な業務の整理等を行う。また、研修の参加や訓練を通じた課題の発見や改善等を図るとともに、課長会など庁舎内会議等を通じて連携を強化する。

(2) 所要の対応

1-1. 実践的な訓練の実施

- ①町は、政府行動計画や県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備え実践的な訓練を実施する。

《総務課・健康福祉課》

- ②町は、新型インフルエンザ等の発生時における全庁での対応の体制構築のための研修や訓練等に参加し、危機管理対応部門の総務課や感染症対応部門の健康福祉課との連携強化や役割分担に関する調整を行う。

《総務課・健康福祉課》

1-2. 町行動計画等の作成や体制整備の強化

- ①政府行動計画や県行動計画の見直しが行われた場合には、その内容を踏まえ、町行動計画を作成・変更する。その際はあらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他学識経験者の意見を聞く³³。

《総務課・健康福祉課》

- ②町は、新型インフルエンザ等の発生時期において強化・充実すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更する。

《総務課》

- ③町は、新型インフルエンザ等対策に携わる行政職員等の養成を行う。特に、県が実施する

³³ 特措法第8条第7項及び第8項

研修等を積極的に活用し、人材育成や確保に努める。

《総務課・健康福祉課》

1-3. 国、地方公共団体等との連携の強化

- ①国、県、近隣市町及び指定(地方)公共機関は、相互に連携し、新型インフルエンザ等発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認を実施するとともに、関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。

《総務課、健康福祉課、関係各課》

- ②町は、第3節(対応期)3-2 に記載している新型インフルエンザ等対策の代行や応援の具体的な運用方法について、事前に県と調整し、着実な準備を進める。

《総務課・健康福祉課》

第2節 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合には、危機管理として事態を的確に把握するとともに、生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。そのため、県の情報連絡室や県対策本部等立ち上げ状況や準備期における検討等に基づき、町の情報連絡室や対策本部等の立ち上げを行い、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

(2) 所要の対応

2-1. 新型インフルエンザ等の発生の疑いを把握した場合の措置

町は、国内外で新型インフルエンザ等の発生疑いを把握した場合、新型インフルエンザ等対策情報連絡室を設置し、発生状況等の情報収集及び各課への情報提供を行う。

《健康福祉課、総務課》

2-2. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ①国や県の対策本部が設置³⁴された場合、情報の集約及び共有を行うとともに、基本的対応方針及び県の対応方針に基づき、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進めるとともに、町対策本部を設置することを検討する。

《総務課、健康福祉課、関係各課》

- ②町は、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

《全課》

- ③町は、国において、り患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザと概ね同程度と認められる新型インフルエンザ等が発生したと判断される場合には、県の動向に合わせて感染症法等に基づく基本的な感染症対策を実施する。

《健康福祉課》

2-3. 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

町は、国の財政支援を踏まえつつ、必要に応じて、対策に要する経費について予備費での対応や地方債を発行することを検討しつつ、所要の準備を行う。

《総務課・財政課》

³⁴ 特措法第22条第1項

2-4. 県による総合調整の対応

町は、県が特措法³⁵及び感染症法³⁶に基づき行う総合調整に対し、必要に応じて意見を申し出る。

《総務課》

2-5. 大規模災害等が発生した場合の対応

大規模災害等が発生した場合は、当該事象への対応のため人員体制を強化することが想定される。新型インフルエンザ等の対応を引き続き実施できるよう、新型インフルエンザ等の対応のための人員体制を整理し、適切に配置する。

《総務課・健康福祉課》

³⁵ 特措法第24条第2項

³⁶ 感染症法第63条の3第3項

第3節 対応期

(1) 目的

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまで、その間の病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、国及び関係機関における対策の実施体制を持続可能なものとするのが重要である。

感染症危機の状況及び町民生活及び町民経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することを目指す。

(2) 所要の対応

3-1. 基本となる実施体制の在り方

政府対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

3-1-1 職員の派遣・応援への対応

①町は、初動期に引き続き、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

《全課》

②町は、新型インフルエンザ等のまん延により全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策³⁷の事務の代行³⁸を要請する。

《総務課・健康福祉課》

③町は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町又は県に対して応援を求める³⁹。

《総務課・健康福祉課》

3-1-2 必要な財政上の措置

町は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて、予備費での対応や地方債を発行し財源を確保⁴⁰し、必要な対策を実施する。

³⁷ 新型インフルエンザ等対策のうち、地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等まん延を防止するため特別に必要があるとして政令で定めるもの。

³⁸ 特措法第26条の2第1項

³⁹ 特措法第26条の3第2項及び第26条の4

⁴⁰ 特措法第70条の2第1項。なお、都道府県及び保健所設置市並びに特別区以外でも、新型インフルエンザ等

《総務課・財政課》

3-2. 大規模災害等が発生した場合の対応

大規模災害等が発生した場合は、当該事象への対応のため人員体制を強化することが想定される。新型インフルエンザ等の対応を引き続き実施できるよう、新型インフルエンザ等の対応のための人員体制を整理し、適切に配置する。

《総務課・健康福祉課》

3-3. まん延防止等重点措置

県は、国からまん延防止等重点措置を実施する区域として公示されたときは、必要に応じて、まん延防止重点措置として、営業時間の変更その他必要な措置を講ずる要請又は命令を行うため、町はその周知等に協力する。

《総務課・健康福祉課》

3-4. 緊急事態宣言

町は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに町対策本部を設置⁴¹する。町は、緊急事態措置を迅速かつ的確に実施するため必要があると認めるときは、その区域内に係る緊急事態措置に関する総合調整⁴²を行う。

《総務課》

3-5. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

町は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言が行われた時は、遅滞なく町対策本部を廃止⁴³する。

《総務課》

の発生によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして総務大臣が指定する市町村は地方債を発行することが可能。

⁴¹ 特措法第34条第1項

⁴² 特措法第36条第1項

⁴³ 特措法第37条の規定により読み替えて準用する特措法第25条の規定により、市町村は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言が行われた時は、遅滞なく市町村対策本部を廃止するとされている。

第2章 情報提供・共有・リスクコミュニケーション

第1節 準備期

(1) 目的

感染症危機管理において、対策を効果的に行うためには、県、医療機関、事業所等及び町民とリスク情報とその見方の共有を通じて、町民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。このため、町民等が可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、平時から普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシー⁴⁴を高めるとともに、町による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図る。

(2) 所要の対応

1-1. 新型インフルエンザ等の発生前における町民等への情報提供・共有

1-1-1. 感染症に関する情報提供・共有

町は、平時から、国や県から提供される感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（こまめな手洗い、換気、マスクの着用等の咳エチケット、人込みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時取るべき行動等その対策等について、各種媒体を利用し、町民等にわかりやすく情報提供・共有を行う⁴⁵。

なお、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等地域における感染拡大の起点となりやすいこと、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、県及び健康福祉課、子育て支援課、学校教育課等と連携して、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。

《健康福祉課・子育て支援課・学校教育課》

1-1-2. 偏見・差別等に関する啓発

町は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げになること等について啓発する⁴⁶。

《健康福祉課・関係各課》

1-1-3. 偽・誤情報に関する啓発

町は、感染症危機において、偽・誤情報の流布、さらに SNS 等によって増幅されるインフォ

⁴⁴ 健康に関する医学的・科学的な知識・情報を入手・理解・活用する能力（ヘルスリテラシー）の一環。

⁴⁵ 特措法第13条第1項

⁴⁶ 特措法第13条第2項

デミック⁴⁷の問題が生じることから、町民等のメディアや情報に関するリテラシーの向上が図られるように、各種媒体を活用した偽・誤情報に関する啓発を行う。

《健康福祉課・関係各課》

1-2. コミュニケーションの体制整備や情報提供・共有方法等の検討

- ① 町は、町民等への情報提供・共有方法や相談体制の整備方法等についてあらかじめ検討を行い、新型インフルエンザ等の発生時に速やかに感染症情報の町民への情報提供・共有体制を構築できるようにするとともに、町民等が必要とする情報を可能な限り把握し、更なる情報提供・共有に生かす体制整備を進める。

《健康福祉課・関係各課》

- ② 町は、国からの要請があった場合に備えて、新型インフルエンザ等発生時に、町民等からの相談に応じるため、町コールセンター等の設置をする準備をする。

《健康福祉課》

⁴⁷ 信頼性の高い情報とそうでない情報が入り混じって不安や恐怖と共に急激に拡散され、社会に混乱をもたらす状況。

第2節 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、町民等に新型インフルエンザ等の特性や対策等についての状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。

具体的には、町民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、町民の関心事項等を踏まえつつ、その時点で国や県から提供された科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有する。

また、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げになること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、町民等の不安解消等に努める。

(2) 所要の対応

2-1. 情報提供・共有

①町は、県や国から提供・共有された情報について、町民等に分かりやすく情報提供・共有し理解の増進に努める。

《総務課・健康福祉課・関係各課》

②町は、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等に障害のある方等の情報共有に当たり、配慮が必要な者のニーズに応えられるよう、適切な配慮をしつつ、国や県が作成する理解しやすい内容や媒体を活用し、感染症対策や各種支援策の周知広報等を図る。

《健康福祉課・関係各課》

③県民向けコールセンターが設置された場合には、その周知に努め、町民が必要とする情報へのアクセスや、相談しやすい体制づくりに取り組む。

《総務課・健康福祉課》

④町は、国からの要請を受けて町コールセンター等を設置し、町民が必要とする情報の提供や相談に対応する。

《健康福祉課》

2-2. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

町は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者

が受診行動を控える等、感染症対策の妨げになること等について、その状況を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。

《総務課・健康福祉課》

第3節 対応期

(1) 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、町民が適切に判断や行動ができるようにすることが重要である。このため町は、町民の関心事項等を踏まえつつ、対策に対する町民等の理解を深め、リスク低減のパートナーとして、適切な行動につながるよう促す必要がある。

具体的には、町民等が可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう町民の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止に大きく寄与することや、感染者等に対する偏見は許されず、感染症対策の妨げになること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、町民等の不安解消等に努める。

(2) 所要の対応

3-1. 情報提供・共有

- ① 町は初動期に引き続き、共有された情報について、町民等に分かりやすく情報提供・共有し理解の増進に努める。また、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等に障害のある方等の情報共有に当たって、配慮が必要な者のニーズに応えられるよう、適切な配慮をしつつ、国や県が作成する理解しやすい内容や媒体を活用し、感染症対策や各種支援策の周知広報等を図る。

《健康福祉課・関係各課》

- ② 町は、初動期に引き続き、町コールセンター等での情報提供や相談対応を継続する。

《健康福祉課》

3-2. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

町は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げになること等について、その状況を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。

《総務課・健康福祉課》

3-3. リスク評価に基づく方針の周知

病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)等が明らかになり、その時点で把握してい

る科学的知見等に基づく感染拡大防止措置等について、国や県から情報提供があった場合には、町民等に対し、ホームページや広報、チラシ等を用いて可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行う。

《総務課・健康福祉課》

第3章 まん延防止

第1節 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、町民の生命及び健康を保護する。このため有事におけるまん延防止対策への協力を得るとともに、まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、感染症対策に関する情報の提供や町民や事業者の理解促進に取り組む。

(2) 所要の対応

1-1. 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

- ① 町は、町行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策として想定される対策の内容やその意義について周知広報を行う。その際、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、町民の生命及び健康を保護するためには町民一人ひとりの感染対策への協力が重要であることについて理解促進を図る。

《健康福祉課》

- ② 町及び町の区域内の学校等は、こまめな手洗い、換気、マスクの着用等の咳エチケット、人込みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。また、自ら感染が疑われる場合は、県相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。

《健康福祉課・学校教育課》

- ③ 町は、まん延防止重点措置による休業要請、新型インフルエンザ等の緊急事態⁴⁸における緊急事態措置による不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限の要請等新型インフルエンザ等発生時に実施され得る個人や事業者におけるまん延防止対策への理解促進を図る。

《総務課・健康福祉課》

- ④ 町は、特に病院、診療所、高齢者施設、学校等において感染症が発生しまん延しないよう、専門家や県からの助言を受け、最新の医学的見地等を踏まえた施設内感染に関する情報をこれらの施設の開設者又は管理者に適切に提供する。

《健康福祉課・学校教育課》

⁴⁸ 特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態をいう。以下同じ。

第2節 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時にまん延防止の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を図るための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数や入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制で対応可能となるようにする。このため、町内でのまん延防止やまん延時に迅速な対応が取れるよう準備等を行う。

(2) 所要の対応

2-1. 国内でのまん延防止対策の準備

①町は、県内におけるまん延に備え、町の業務継続計画に基づく対応を準備する。

《総務課》

②町は、県と相互に連携し、町内における新型インフルエンザ等の患者の発生時に備え、患者の同居者等の濃厚接触者への対応（健康観察の実施、有症時の対応指導等）の確認を進める。

《総務課・健康福祉課》

第3節 対応期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずることで、医療のひっ迫を回避し、町民の生命及び健康を保護する。その際、町民生活や町民経済への影響も十分に考慮する。また、指標やデータ等を活用しながら、緊急事態宣言等を始めとする対策の効果及び影響を総合的に勘案し、柔軟かつ機動的に対策を切り替えていくことに対応し、町民の生活や町民の経済への影響の軽減を図る。

(2) 所要の対応

3-1. まん延防止の対策の内容

3-1-1. 患者や濃厚接触者への対応

町は県と連携し、地域の感染状況等に応じて、感染症法に基づき、患者の同居者等の濃厚接触者への対応（健康観察の実施、外出自粛要請等）⁴⁹等の協力を行う。

＜＜健康福祉課＞＞

3-1-2. 患者や濃厚接触者以外の住民に対する要請等

3-1-2-1. 外出等に係る要請等

県から地域の実情に応じて、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等への外出自粛や、都道府県間の移動の自粛要請が出された場合には、町はその周知に努める。

＜＜健康福祉課＞＞

3-1-2-2. 基本的な感染対策に係る要請等

町は、町民に対し、こまめな手洗い、換気、マスクの着用等の咳エチケット、人混みを避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を奨励し、必要に応じその徹底を要請する。

＜＜健康福祉課＞＞

3-1-3. 事業所や学校等に対する要請の周知協力

3-1-3-1. 営業時間の変更や休業要請等

町は、県が必要に応じてまん延防止等重点措置として、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対する営業時間の変更の要請を出した場合には、その周知に協力する。

⁴⁹ 感染症法第44条の3第1項

また、県が緊急事態措置として、学校等の多数の者が利用する施設⁵⁰を管理する者又は、当該施設を使用して催物を開催する者(以下「施設管理者等」という。)に対する施設の使用制限(人数制限や無観客開催)や停止(休業)等の要請を出した場合には、町はその徹底に協力する。

《総務課・健康福祉課・生涯学習課・関係各課》

3-1-3-2 その他の事業者に対する要請の周知協力

①町は、県が事業者に対して、職場における感染対策の徹底や当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理や受診勧奨をすることや、出勤が必要なものの以外のテレワーク、こどもの通う学校等が臨時休業等をした場合の保護者である従業員への配慮等の協力の要請を出した場合には、その徹底に協力する。

《総務課・健康福祉課》

②町は、県が、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等に対し、感染対策を強化する要請を出した場合には、その徹底に協力する。

《健康福祉課》

③町は、県が、集団発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等について、施設の管理者等に対して、基本的な感染対策の徹底や、人数制限等の安全性を確保するための計画策定等の要請を出した場合に、施設の管理者等から町に助言等を求められた場合には協力する。

《総務課・健康福祉課》

3-1-3-3 学級閉鎖・休校等の要請対応・周知

町は、感染状況、病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)等を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する情報提供を受けたときには、その周知を行う。また、県が、学校保健安全法(昭和 33 年法律第 56 号)に基づく臨時休業⁵¹(学級閉鎖、学年閉鎖又は休校)等の地域の感染状況等に鑑み適切に行うよう学校の設置者等に要請を出した場合には、速やかに対応、周知を実施する。

《総務課・健康福祉課・学校教育課・子育て支援課》

3-2. 実施時期に応じたまん延防止対策の実施の考え方

3-2-1 封じ込めを念頭に対応する時期

⁵⁰ 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令(平成 25 年政令第 122 号)第 11 条に規定する施設に限る。

⁵¹ 学校保健安全法第 20 条

町は、県の方針に基づき、感染症医療機関等の医療資源には限界があること、新型インフルエンザ等の効果的な治療法が確立されていないこと、当該感染症に対する町民の免疫の獲得が不十分であること等を踏まえ、医療のひっ迫を回避し、町民の生命及び健康を保護するため、上記 3-1-1 患者の濃厚接触者への対応等に加え、人と人の接触の機会を減らす等の対応により封じ込めを念頭に県が講ずる対策に協力する。

《総務課・健康福祉課》

3-2-2 病原性の性状等に応じて対応する時期

町は、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像に関する情報等に基づく県の判断に従い対応する。

《総務課・健康福祉課》

3-2-2-1. 病原性及び感染性が何れも高い場合

り患した場合の重症化等のリスクが非常に高く、また、感染性の高さから感染者数の増加に伴い医療のひっ迫につながることで、大多数の町民の生命及び健康等に影響を与えるおそれがあることから、県の方針に基づき、まん延防止等重点措置や強度の高いまん延防止対策を講ずる。

《総務課・健康福祉課》

3-2-2-2. 病原性が高く、感染性が高くない場合

り患した場合の重症化等のリスクが非常に高いが、感染拡大のスピードが比較的穏やかである場合は、基本的には上記 3-1-1 の患者の濃厚接触者への対応等を徹底することで感染拡大の防止を目指す。

《総務課・健康福祉課》

3-2-2-3. 病原性が高くなく、感染性が高い場合

り患した場合のリスクは比較的低いが、感染拡大のスピードが速い場合は、基本的には、上記 3-1 に挙げた対策の中では強度の低いまん延防止対策を実施しつつ、自宅療養等の体制を確保する。上記の対策を行ってもなお、地域において医療ひっ迫のおそれが生じた場合等については、町民に更なる感染拡大防止の協力を呼びかけるとともに、県への支援の要請を検討する。

《総務課・健康福祉課》

3-2-2-4. こどもや若者、高齢者等が感染・重症化しやすい場合

こどもや高齢者、特定の既往歴や現病歴を有する者が感染・重症化しやすい傾向がある等の特定グループに対する感染リスクや重症化リスクが高い場合は、そのグループに対する

重点的な感染症対策の実施を検討する。

例えば、こどもが感染・重症化しやすい場合については、学校や保育施設等における対策がこどもに与える影響にも留意しつつ、対策を実施するとともに、保護者や同居者からの感染リスクにも配慮した対策を講ずる。県の要請により学級閉鎖や休校等が行われても、地域の感染状況が改善せず、こどもの感染リスク及び重症化リスクが高い状態にある場合においては、県に学校等の使用制限等⁵²を講ずることを検討するよう要請する。

《総務課・健康福祉課・学校教育課・子育て支援課》

3-2-3. ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

ワクチンや治療薬の開発や普及により、感染拡大に伴うリスクが低下したと認められる場合は、上記 3-1 に掲載した対策の中では強度の低いまん延防止対策を実施する。

なお、病原体の変異等により、病原性や感染性が高まる場合には、そのリスクに応じて、上記 3-2-2 に記載した考え方にに基づき対策を講ずる。

《総務課・健康福祉課》

3-2-4. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

町は、国や県の方針に基づき、特措法によらない基本的な感染対策への速やかな移行を進める。

《総務課・健康福祉課》

3-3.まん延防止等重点措置又は緊急事態宣言時の対応

- ①町は、緊急事態宣言がなされた場合には、町行動計画に基づき、直ちに、町対策本部を設置する⁵³。町は、町に係る緊急事態措置を迅速かつ的確に実施するために必要があると認めるときは、特措法に基づき、町に係る緊急事態措置に関する総合調整を行う⁵⁴。

《総務課・健康福祉課》

- ②町は、県がまん延防止等重点措置の実施を国に要請した場合に、まん延防止等重点措置の実施の決定がなされるまでの間に、医療環境を守るための非常警戒措置を実施したときには、町民に対し、緊急事態宣言又はまん延等防止重点措置対象地域との不要不急の往来の自粛など、新型インフルエンザ等対策の実施に関して必要な要請を行う。

《総務課・健康福祉課》

⁵² 特措法第45条第2項

⁵³ 特措法第34条第1項

⁵⁴ 特措法第36条第1項

第4章 ワクチン

第1節 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、町民の生命及び健康を保護し、町民生活及び町民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国の方針を踏まえ、新型インフルエンザ等に対応したワクチンを迅速かつ円滑な接種が実施できるよう、平時から着実に準備を進める。

(2) 所要の対応

1-1. ワクチンの接種に必要な資材の確保

町は、図表5を参考に、平時からワクチン接種に必要な資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。

図表5 ワクチン接種に必要な資材

【準備品】	【医師・看護師用品】
☐ 消毒用アルコール綿 ☐ 消毒用クロルヘキシジン綿 ☐ 体温計 ☐ 医療廃棄物容器、針捨て容器 ☐ 手指消毒薬 ☐ 救急用品	☐ マスク ☐ 使い捨て手袋(S・M・L) ☐ 使い捨て舌圧子 ☐ 膿盆 ☐ 聴診器 ☐ ペンライト
接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。 ・血圧計 ・静脈確保用品 ・輸液 ・アドレナリン、抗ヒスタミン剤(HI受容体拮抗薬)、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド等の薬液 ・喉頭鏡 ・挿管チューブ ・蘇生バック等	【文房具類】
	☐ ボールペン(黒・赤) ☐ 日付印 ☐ スタンプ台 ☐ はさみ
	【会場設営物品】
	☐ 机 ☐ 椅子 ☐ スクリーン ☐ 延長コード ☐ 冷蔵庫/保冷バック・保冷剤 ☐ ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 ☐ 耐熱手袋等

※抗けいれん薬剤等の薬液等については、伊万里有田共立病院の協力のもと、救急室で手配・保管・管理し、集団接種時は、町が救急バックを接種会場に運搬する。

1-2. ワクチンの供給体制

町は、県、地区医師会、医薬品卸業協会等の関係者と協議の上、県内のワクチン在庫状況等を迅速に把握することが可能な体制や、県との連携方法及び役割分担のもと、町内においてワクチンを円滑に流通させる体制を整備する。

《健康福祉課》

1-3. 接種体制の構築

1-3-1. 接種体制

町は、新型インフルエンザ等の発生時に、速やかに接種体制が構築できるよう、地区医師会等の医療関係団体と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な検討を平時から行う。

《健康福祉課》

1-3-2. 特定接種

町は、特定接種について、国が行う登録事業者の登録に協力する。

また、新型インフルエンザ等の対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する町や県が実施主体として、原則集団接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるように準備期から接種体制の構築を図る。

《健康福祉課》

1-3-3. 住民接種

予防接種法(昭和23年法律第68号)第6条第3項の規定による予防接種の実施に関し、平時から以下のとおり迅速な予防接種等を実施するための準備を行う。

(ア)町は、国や県等の協力を得ながら、町内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る⁵⁵。

《健康福祉課》

(イ)町は、住民接種について、国や県の協力を得ながら、希望する町民等が速やかに接種することができるよう、準備段階から、初動期や対応期に求められる対応を想定し、パンデミック時にワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう以下に列举する事項等の接種について必要な資源等を明確にした上で、地区医師会等と連携の上、接種体制について検討を行う。また、必要に応じ、接種会場において円滑な接種を実施できるよう接種の流れを確認するシミュレーションを行うなど接種体制の構築に向けた訓練を平時から行う。

・接種対象者数

⁵⁵ 予防接種法第6条第3項

- ・医師、看護師などの医療従事者の確保
- ・受付担当者等医療従事者以外の接種業務従事者の確保
- ・接種場所の確保及び運営方法の策定
- ・接種に必要な資材の確保
- ・県及び市町間や地区医師会等の関係団体への連絡体制の構築
- ・接種に関する住民への周知方法の策定

《健康福祉課》

(ウ)町は、医療従事者、高齢者施設の従事者、高齢者等接種種対象者数を推計しておく等、住民接種のシミュレーションを行うことが必要である。また、高齢者支援施設等の入居者など、接種会場で接種が困難な者が接種を受けられるよう、町や県の介護保険部局、障がい保健福祉部局と衛生部局等が連携し、これらの者への接種体制を検討する。

接種対象者区分		住民接種対象者の試算方法
総人口	①	
基礎疾患のある者	②	総人口の総数の 7 %
妊婦	③	妊娠届出数
幼児	④	1 ～6 歳未満児
乳児	⑤	1 歳未満児
乳児保護者	⑥	1 歳未満児 × 2
小・中・高校生相当	⑦	6 歳～18 歳未満の者
高齢者	⑧	65 歳以上の者
成人 ①- (②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧) - ⑨	⑨	町の総人口から上記②～⑧の人数を除いた数

《健康福祉課》

(エ)町は、円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する市町村以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。

《健康福祉課》

(オ)町は、速やかに接種できるよう、医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

《健康福祉課》

1-4. 情報提供・共有

町は、予防接種の意義や制度の仕組み等、ワクチンへの理解を深める啓発を行うとともに、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、供給体制・接種体制、接種対象者、接種順位の在り方等基本的な情報についてホームページ等を通じて情報提供・共有を行い、町民等の理解促進を図る。

《健康福祉課》

第2節 初動期

(1) 目的

国の方針に基づき、接種体制等の必要な準備を進める。

(2) 所要の対応

2-1. 早期の情報提供・共有

町は、国等から提供されたワクチンの供給量、必要な資材等、接種の実施方法、必要な予算措置等の情報について、早期に情報提供・共有を行うよう努める。

＜健康福祉課＞

2-2. 接種体制

2-2-1. 接種体制の構築

①町は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。

＜健康福祉課＞

②町は、国の方針を踏まえ、地区医師会等の関係機関と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な接種体制を構築する。

＜健康福祉課＞

3-3-4. 接種体制の拡充

町は、感染状況等を踏まえ、必要に応じて医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、町又は県の介護保険部局や一般社団法人佐賀県医師会等の医療関係団体等と連携し、接種体制を確保する。

《健康福祉課》

3-3-5. 接種記録の管理

町は、接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整理したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

《健康福祉課》

3-4. ワクチンの安全性に係る情報の収集及び提供

町は、ワクチンの安全性について、国において収集・整理される医療機関等から報告される予防接種後の副反応疑い報告で得られる情報や最新の科学的知見、海外の動向等の情報に基づき、適切な安全対策や町民等への適切な情報提供・共有を行う。

《健康福祉課》

3-5. 情報提供・共有

①町は、国が科学的根拠に基づき提供・共有する予防接種に係る情報について医療機関等に共有するとともに、医療機関等と連携しながら、当該情報を活用し、町民等に対し、予防接種の意義や制度の仕組み等予防接種やワクチンへの理解を深めるための啓発を行うとともに、接種スケジュール、使用ワクチンの種類、有効性及び安全性、接種時に起こり得る副反応の内容やその頻度、副反応への対処方法、接種対象者⁵⁶、接種頻度、副反応疑い報告、健康被害救済制度等の予防接種に係る情報について積極的にリスクコミュニケーションを行う。加えて、町民等が正しい情報に基づいて接種の判断が行えるよう、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報に基づき、科学的に正確でない受け取られ方がなされ得る情報への対応を行う。

《健康福祉課》

②町は、自ら実施する予防接種に係る情報(接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等)に加え、県や国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について町民への周知・共有を行う。

《健康福祉課》

⁵⁶ 医学的理由等による未接種者等がいることについて留意が必要である。

第5章 保健

第1節 準備期

(1) 目的

町は、町内の小中学校やこども園、高齢者福祉施設等における感染症の発生情報の収集に努めるとともに、佐賀県感染症発生動向調査週報・月報等による情報収集や、地区医師会と連携し地域における医療提供状況等の情報を収集する体制を平時から構築する。

(2) 所要の対応

1-1. 人材の確保

町は平時から感染症対応が可能な人材確保のため、保健師等の専門職の計画的な確保や研修等を実施する。

《総務課・健康福祉課》

1-2. 業務継続計画を含む体制の整備

町は、優先的に取り組むべき保健業務の継続のために必要な体制をあらかじめ想定した上で業務継続計画を策定する。なお、業務継続計画の策定に当たっては、有事に円滑に業務継続計画に基づく業務体制に移行できるよう、平時からICT等の活用により、業務の効率化を図る。

《健康福祉課》

1-3. 研修・訓練等を通じた人材育成及び連携体制の構築

町は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国や県が実施する研修や訓練等に積極的に参加し、人材育成に努める。

《総務課・健康福祉課》

1-4. 連携体制の構築

町は、新型インフルエンザ等の発生に備え、有田町保健連絡会等を活用し、有田地区医師会や伊万里有田共立病院との連携体制を強化する。また、平時から保健所等の関係機関との意見交換や必要な調整等を通じ連携する。

《健康福祉課》

1-5. 地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーション

①町は、県や国から提供された情報や媒体を活用しながら、地域の実情に応じた方法で、有事に速やかに町民に対して感染症情報の提供・共有を行なう。

《総務課・まちづくり課・健康福祉課》

②町は、感染症情報の共有に当たり、情報の受け取り手である町民等との可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、町民等が必要とする情報を把握し、情報提供・共有に生かす方法等を整理する。

《総務課・健康福祉課》

③町は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げになること等について啓発する⁵⁷。

《総務課・健康福祉課》

④町は、県と連携や協力のもと、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者に対しても、有事に適時適切に情報共有ができるよう、平時における感染症情報の共有においても適切に配慮する。

《健康福祉課・関係各課》

⁵⁷ 特措法第13条第2項

第2節 初動期

(1) 目的

初動期は町民等が不安を感じ始める時期であり、初動期から迅速に準備を進めることが重要である。町は、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表がされた後に、迅速に対応できるようにする。また、町民に対しても、新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえて、リスクコミュニケーションを開始することにより、町民等の協力を得ながら感染拡大のリスクを低減する。

(2) 所要の対応

2-1. 有事体制への移行準備

町は、平時に行う業務について、必要に応じて一元化や外部委託をするなど、職員の負担の軽減に取り組むとともに、可能な限り町民等向けの事業の維持を図る。

《全課》

2-2. 町民への情報提供・共有の開始

①町は、県や国からの情報に基づき、発生国・地域から帰国者等の有症状者等に対して、必要に応じて適時に感染症指定医療機関への受診につながるよう周知する。

《健康福祉課》

②町は、国や県が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の町民への周知、Q&Aの公表、町民に対する速やかな情報提供・共有体制を構築するとともに、双方向的にコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方や対策の意義を共有する。

《総務課・健康福祉課》

第3節 対応期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、県や関係機関と連携して感染症危機に対応することで、町民の生命及び健康を保護する。その際、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、感染状況等を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるようにする。

(2) 所要の対応

3-1. 健康観察及び生活支援

- ①町は県が実施する健康観察に協力する。

《健康福祉課》

- ②町は、県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。

《健康福祉課》

- ③町は、「有田町新興感染症対策緊急生活支援事業実施要領」に基づき、外出を控えることが推奨される期間の当該患者やその濃厚接触者に対し、食料品や日用品の買い物や処方医薬品の受け取りを代行し、生活を支援する。

《健康福祉課》

- ④町は、新型インフルエンザ等の発生状況等に対する町民の理解の増進を図るために必要な情報を県と共有する。

《健康福祉課》

3-2. 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ①町は、感染が拡大する時期にあつては、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時に取るべき行動等の新型インフルエンザ等の対策等について、町民等の理解を深めるため、町民に対し、分かりやすく情報提供・共有を行う。

《総務課・健康福祉課》

- ②町は、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者のニーズに応えられるよう、県と連携の上、適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法で感染症対策や各種支援策の周知広報を行う。

《健康福祉課・関係各課》

第6章 物資

第1節 準備期

1) 目的

感染症対策物資等は、有事に、医療、検査等を円滑に実施するために欠かせないものである。町は、感染症対策物資等の備蓄の推進等の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等が確保できるようにする。なお、備蓄等に当たっては、使用推奨期限等に留意することが必要である。

2) 所要の対応

1-1. 感染症対策物資等の備蓄等

①町は、町行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況を確認する⁵⁸。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる⁵⁹。

《総務課・健康福祉課・関係各課》

②町は、有事の際に機動的な対応を実施するため、個人防護具を含む感染対策物資等を計画的に備蓄するために必要な予算を確保する

《健康福祉課》

③町は、感染者に最初に接触する救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を管内消防機関が進めるに当たり、必要な予算の確保の協力を行う。

《財政課》

⁵⁸ 特措法第10条

⁵⁹ 特措法第11条

第2節 初動期

(1) 目的

感染症対策物資等の不足により、医療、検査等が滞り町民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。町は、感染症対策物資等の備蓄状況の確認等を適切に行い、有事に必要な感染症対策物資等を確保する。

(2) 所要の対応

2-1. 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

町は、町行動計画に基づき、新型インフルエンザ等の特徴を踏まえた必要な感染症対策物資等について、需給状況等を確認する。

≪総務課・健康福祉課≫

2-2. 円滑な供給に向けた準備

県は、地域の医療機関等と協定を締結し、个人防护具の備蓄等を推進するほか、国や感染症対策物資等の生産、輸入、販売又は貸付の事業を行う事業者と連携し、必要量の確保に努めることから、町は県等と緊密に連携し対応する。

≪総務課・健康福祉課≫

第 3 節 対応期

(1) 目的

感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の実施が滞り、町民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。町は、初動期に引き続き、必要な感染対策物資等の需給状況の確認等を行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等を確保する。

2) 所要の対応

町は、「第 2 節 初動期 2-1.」を継続する。

＜総務課・健康福祉課＞

第7章 町民生活及び町民経済の安定の確保

第1節 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時には、町民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延防止に関する措置により町民生活及び町民経済に大きな影響が及ぶ可能性がある。町は、自ら必要な準備を行いながら、事業者や町民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを推奨する。また、指定(地方)公共機関及び登録事業所は、新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、町民生活及び町民経済の安定に寄与するため、業務継続計画の策定等の必要な準備を行う。これらの必要な準備を行うことで、新型インフルエンザ等の発生時に町民生活及び町民経済の安定を確保するための体制及び環境を整備する。

(2) 所要の対応

1-1. 情報共有体制の整備

町は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、県や関係機関、庁内の連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

《全課》

1-2. 支援の実施に係る仕組みの整備

町は、新型インフルエンザ等発生時の支援の実施に係る行政手続きや支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人も含め、支援対象への迅速かつ網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

《全課》

1-3. 物資及び資材の備蓄

①町は、町行動計画に基づき、備蓄する感染対策物資等のほか、業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。⁶⁰なお、備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる⁶¹。

《総務課・健康福祉課》

②町は、事業者や町民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスク等の衛生用品、

⁶⁰ 特措法第10条

⁶¹ 特措法第11条

食糧品や生活必需品等の備蓄を行うことを推奨する。

《総務課・健康福祉課・関係各課》

1-4. 生活支援を要する者への支援等の準備

町は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障がい者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握と共にその具体的手続きを決めておく。

《総務課・健康福祉課》

1-5. 火葬能力等の把握、火葬体制の整備

町は、伊万里市や県と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に安置できる施設等について把握検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

《総務課・住民課・健康福祉課》

第2節 初動期

(1) 目的

町は、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備を行い、事業所や町民等に、事業継続のための感染対策等の必要となる可能性のある対策の準備等を呼びかける。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、町民生活及び町民経済の安定を確保する。

(2) 所要の対応

2-1. 生活関連物資等の安定供給に関する町民等及び事業所への呼び掛け

町は、町民等に対し、生活関連物資等（食料品や生活必需品その他の町民生活との関連性が高い物資又は町民経済上重要な物資をいう。以下同じ。）の購入に当たって、消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買い占め及び売り惜しみを生じさせないよう呼びかける。

《総務課・関係各課》

2-2. 遺体の火葬・安置

町は、国を通じて県から火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備えるよう要請があった時には、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

《総務課・健康福祉課・関係各課》

第3節 対応期

(1) 目的

町は、準備期での対応をもとに、町民生活及び町民経済の安定を確保するための取組を行う。また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う。指定(地方)公共機関及び登録事業者は新型インフルエンザ等の発生時において新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、町民生活及び町民経済の安定の確保に努める。

各主体がそれぞれの役割を果たすことにより、町民生活及び町民経済の安定を確保する。

(2) 所要の対応

3-1. 町民生活の安定の確保のための対応

3-1-1. 生活関連物資等の安定供給に関する町民等及び事業者への呼び掛け

町は、町民等に対し、生活関連物資等の購入に当たって、消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、生活関連物資等の価格が高騰しないように、また、買い占め及び売惜しみを生じさせないよう呼びかける。

《総務課・関係各課》

3-1-2. 心身への影響に関する施策

町は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を配慮し、必要な施策(自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者フレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等)を講ずる。

《健康福祉課・子育て支援課・学校教育課・関係各課》

3-1-3. 生活支援を要する者への支援

町は、国からの要請を受けて、高齢者、障がい者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等を行う。

《総務課・健康福祉課》

3-1-4. 教育及び学びの継続に関する支援

町は、新型インフルエンザ等対策として学校の使用制限⁶²やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。

《学校教育課》

3-1-5. 生活関連物資等の価格の安定等

⁶² 特措法第45条第2項

①町は、町民生活及び町民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買い占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視するとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

《総務課・関係各課》

②町は、生活関連物資等の需要・価格動向や実施した措置の内容について、町民へ迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実に努める。

《総務課・関係各課》

③町は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときには、町行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。

《総務課・関係各課》

④町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、町民生活と関連性が高い物資若しくは役務又は町民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買い占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭和48年法律第48号)、県民生活安定緊急措置法(昭和48年法律第121号)、物価統制令(昭和21年勅令第118号)その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる⁶³。

《総務課・関係各課》

3-1-6 埋葬・火葬の特例等

町は、初動期の対応を継続して行うとともに、必要に応じて以下の対応を行う。

①町は、県を通じての国からの要請を受けて、伊万里市と連携のもと可能な限り火葬炉を稼働させる。

《総務課・住民環境課》

②町は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬ができるように努める。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置場所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行う。

《総務課・住民環境課》

③町は、県の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣市町村に対して

⁶³ 特措法第59条

広域火葬の応援・協力を行う。

《総務課・住民環境課》

④町は、県を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。

《総務課・住民環境課・関係各課》

⑤あわせて町は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。

《総務課・住民環境課・関係各課》

⑥万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、町は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。

《総務課・住民環境課・関係各課》

⑦新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときには、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、町は当該特例に基づき埋火葬に係る手続きを行う。

《総務課・住民環境課・健康福祉課》

3-2. 社会生活活動の安定の確保を対象とした対応

3-2-1. 事業継続に関する事業者への要請等

①町は、事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、事業所や職場における感染防止対策の実施を要請する。

《健康福祉課・関係各課》

②町は、国や県が示す情報をもとに、事業継続に資する情報(事業所における感染防止対策や感染した可能性がある従業員に対する必要な対応に係る情報等)を適時更新しながら事業者に提供する。

《健康福祉課・関係各課》

3-2-2.事業者に対する支援

町は、国及び県の方針を踏まえ、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び町民生活への影響を緩和し、町民生活及び町民経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる⁶⁴。

《関係各課》

3-2-3.町民生活及び町民経済の安定に関する措置

町は水道事業者として、新型インフルエンザ等緊急事態時に、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

《上下水道課》

3-2-4.町民生活及び町民経済に及ぼす影響を緩和するその他の支援

町は、本章の各支援策のほか、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた町民生活及び町民経済への影響に対し、必要に応じた支援を行う。なお、支援策の検討に当たっては、生活基盤が脆弱な者等が特に大きな影響を受けることに留意する。

《関係各課》

⁶⁴ 特措法第 63 条の 2 第 1 項

用語集

用語	内容
医療計画	医療法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づき都道府県が定める医療機関提供体制の確保を図るための計画。
医療措置協定	感染症法第 36 条の 3 第 1 項に規定する都道府県と当該都道府県知事が管轄する区域内にある医療機関との間で締結される協定。
疫学	健康に関連する状態や事象の集団中の分布や決定因子を研究し、かつ、その研究成果を健康問題の予防やコントロールのために適用する学問。
隔離	検疫法第 14 条第 1 項債 1 号及び第 15 条第 1 項(これらの規定を同法第 34 条第 1 項の規定に基づく政令によって準用し、又は同法第 34 条の 2 第 3 項の規定により実施する場合を含む。)の規程に基づき、患者を医療機関に收容し、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、他からの分離を図ること。
患者	新型インフルエンザ等感染症の患者(新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含む。)、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者。
患者等	患者及び感染したおそれのある者。
感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的に急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態。
感染症指定医療機関	政府行動計画においては、感染症法第 6 条第 12 項に規定する感染症指定医療機関のうち、「特定感染症指定医療機関」、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものを指す。
感染症対策物資等	感染症法第 53 条の 16 第 1 項に規定する医薬品(医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律第 145 号)第 2 条第 1 項に規定する医薬品)、医療機器(同条第 4 項に規定する医療機器)、个人防护具(着用することによって病原体等にはく露することを防止するための個人用の道具)、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材。
帰国者等	帰国者及び入国者
季節性インフルエンザ	インフルエンザウイルスのうち抗原性が小さく変化しながら毎年国内で冬季を中心に流行を引き起こす A 型又は A 型のような毎年の抗原変異が起こらない B 型により引き起こされる呼吸器症状を主とした感染症。
基本的対処方	特措法第 18 条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の

針	方針を定めたもの。
業務継続計画 (BCP)	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。
緊急事態宣言	特措法第 32 条第 1 項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、また、そのおそれがある事態が発生したと認められるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。
緊急事態措置	特措法第 2 条第 4 号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規程により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除き、みだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数のものが利用する施設の使用制限又は停止等を要請すること等が含まれる。
健康観察	感染症法第 44 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足る正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。
検査等措置協定	感染症法第 36 条の 6 第 1 項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保や宿泊施設の確保等を迅速かつ的確に講ずるため、病原体等の検査を行っている機関や宿泊施設等と締結する協定。
個人防護具	マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成考案された防護具。
指定(地方)公共機関	特措法第 2 条第 7 号に規定する指定公共機関及び同条第 8 号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。
住民接種	特措法第 27 条の 2 の規程に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするための緊急の必要があると認められるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第 6 条第 3 項の規定に基づき実施する予防接種のこと。
新型インフルエンザ等	感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第 8 項に規定する指定感染症(感染症法第 14 条の報告に係るものに限る。)及

	び感染症法第 6 条第 9 項に規定する新感染症(全国かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。)をいう。 町及び県の行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生の情報を探知した段階より、本用語を用いる。
新 型 イン フ ル エ ン ザ 等 緊 急 事 態	特措法第 32 条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態。
新興感染症	かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症。
相談センター	新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口。
双方向のコミュニケーション	地方公共団体、医療機関、事業者等を含む町民等が適切に判断・行動することができるよう、町や県による一方の方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。
登録事業者	特措法第 28 条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。
特定新型インフルエンザ等対策	特措法第 2 条第 2 号の 2 に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第 1 条に規定するもの。
濃厚接触者	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者。
パルスオキシメーター	皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和濃度を測定する医療機器。
パンデミックワクチン	流行した新型インフルエンザ等による発症・重症化を予防するために開発・製造されるワクチン。
フレイル	身体脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。
プレパンデミックワクチン	将来パンデミックを生じるおそれが高くあらかじめワクチンを備蓄しておくことが望まれるウイルス株を用いて開発・製造するワクチン。 新型インフルエンザのプレパンデミックワクチンについては、新型インフルエ

	ンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン。
まん延防止等重点措置	特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。
有事	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染所の発生の情報を探知した段階から特措法第21条に規定する政府対策本部廃止までをいう。
予防計画	感染症法第10条に規定する都道府県及び保健所設置市等が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画。
リスクコミュニケーション	個人、機関、集団間での情報や意見のやり取りを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す行動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念。
臨床像	潜伏期間、感染経路、感染性のある期間、症状、合併症等の総称。
ワンヘルス・アプローチ	人間及び動物の健康並びに環境に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携してその解決に向けて取り組むこと。
EBPM	エビデンスに基づく政策立案(Evidence-Based Policy Making の略)。 ①政策目的を明確化させ、②その目的達成のため本当に効果が上がる政策手段は何か等、政策手段と目的の論理的なつながり(ロジック)を明確にし、③このつながりの裏付けとなるようなデータ等のエビデンス(根拠)を可能な限り求め、「政策の基本的な枠組み」を明確にする取組。
ICT	Information and Communication Technology の略。 情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。利用者の接点となる機器・端末、電気通信事業者や放送事業者等が提供するネットワーク、クラウド・データセンター、動画・音楽配信等のコンテンツ・サービス、さらにセキュリティやAI等が含まれる。